

○金融分科会議事規則の一部改正（案） 新旧対照表

改正後	現行
<p>(会議の招集)</p> <p>第1条 会議は分科会長が招集する。</p> <p>2 分科会長は、必要があると認めるときは、情報通信機器を利用して会議を開催することができる。</p> <p>(議長)</p> <p>第2条 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 分科会長は、分科会に諮った上で、分科会及び部会の会議を公開することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、分科会長が定める。</p>	<p>(会議の招集)</p> <p>第1条 会議は分科会長が招集する。</p> <p>(新設)</p> <p>(議長)</p> <p>第2条 分科会長は、会議の議長となり、議事を整理する。</p> <p>(意見の聴取)</p> <p>第3条 議長は、必要に応じ、学識経験者、関係行政機関の職員その他適当と認める者の出席を求め、その意見を聞くことができる。</p> <p>(会議の公開)</p> <p>第4条 分科会長は、分科会に諮った上で、分科会及び部会の会議を公開することができる。</p> <p>2 前項に定めるもののほか、公開に関し必要な事項は、分科会長が定める。</p>

(傍線部分は改正部分)

(緊急時の特例)

第5条 分科会長は、特に緊急の必要があると認めるときは、委員に対し文書その他の方法により、議決を求めることができる。なお、この議決を行った場合は、分科会長が出席する次の会議に報告しなければならない。

(議事録の作成及び公表)

第6条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、分科会長が定める。

(部会)

第7条 部会の議事においては、第1条から第3条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会への会長等の出席)

第8条 審議會会長、分科会長及び部会に属さない分科会の委員は、随時部会に出席し、意見を述べることができる。

(部会への議決の委任)

(新設)

(議事録の作成及び公表)

第5条 会議の議事録は、会議の都度作成し、公表するものとする。ただし、分科会長が必要と認めるときは、議事録の一部又は全部を公表しないものとすることができる。

2 前項に定めるもののほか、議事録の作成及び公表に関し必要な事項は、分科会長が定める。

(部会)

第6条 部会の議事においては、第1条から第3条まで及び前条の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「分科会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(部会への会長等の出席)

第7条 審議會会長、分科会長及び部会に属さない分科会の委員は、随時部会に出席し、意見を述べることができる。

(部会への議決の委任)

<p>第9条 分科会長は、審議事項又は部会の委員構成等に鑑み適当と認めるときは、部会の議決をもって分科会の議決とするものとすることができる。</p> <p>(ワーキンググループ等の設置)</p> <p>第10条 分科会、部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第11条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、分科会長が定める。</p> <p>2 部会において必要がある場合には、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。</p>	<p>第8条 分科会長は、審議事項又は部会の委員構成等に鑑み適当と認めるときは、部会の議決をもって分科会の議決とするものとすることができる。</p> <p>(ワーキンググループ等の設置)</p> <p>第9条 分科会、部会は実務的・専門的な検討の要に応じワーキンググループ等を置くことができる。</p> <p>(その他)</p> <p>第10条 この議事規則に定めるもののほか、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、分科会長が定める。</p> <p>2 部会において必要がある場合には、議事手続その他会議の運営に必要な事項は、部会長が定める。</p>
---	--